

練馬区告示第4 1 1 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定によって準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、令和7年度介護保険料督促状のうち送達不能なものについて、別添名簿のとおり公示送達する。

なお、納入義務者から当該督促状の交付請求があったときは、直ちに交付する。

令和8年8月6日

練馬区長 吉田 健一

[illegible]